

委託業務仕様書案

1 委託業務の名称

観光地における混雑状況分析・情報発信業務

2 委託業務の目的

当県では、観光地までのアクセス手段として、自動車が大半を占めるため、交通渋滞により観光地での滞在時間の減少が懸念される。また、観光施設においても、時間帯によっては、特定の施設が混雑し、施設での滞在時間や訪問施設が減少することにより、観光客の消費機会を損ない、観光消費額の減少につながる恐れがある。

本業務では、観光施設や周辺駐車場における混雑状況を可視化し、WEBサイト等を活用した情報発信を行うことにより、近隣施設等への周辺観光を促し、観光消費額の向上を目指すものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日まで

4 委託業務内容

以下のとおり、観光地における混雑状況分析・情報発信業務の一切の業務を行うこと。

(1) AIカメラ等を活用した混雑状況の分析

イ 実施場所

県内観光地における渋滞状況や施設内の混雑状況を踏まえ、県内1～2か所程度を提案すること。なお、実施場所については、渋滞・混雑状況や具体的な事業内容を元に、発注者と協議の上、決定する。

また、事業実施に当たっては、施設管理者と調整を行うこと。

ロ 使用する機器

本業務において使用する機器は、施設や駐車場の混雑状況を把握できる等、事業目的を達成するために必要な性能を有する機器を使用すること。なお、備品の調達に当たっては、基本的にレンタル対応とすること。

ハ 設置台数

事業目的達成のために最低限必要な台数とすること。

ニ 把握する情報

事業成果を分析するために、事業開始前の渋滞状況及び混雑状況も含めて調査すること。

(イ) 観光施設

施設の混雑状況（空き情報等）や待ち時間情報

(ロ) 駐車場

駐車場の混雑状況（空き情報等）や待ち時間情報

(ハ) 周辺道路

周辺道路の渋滞状況

(2) デジタルマップを活用した情報発信

イ 掲載情報

掲載する情報は、対象とする観光エリア（※）内に存在する観光施設情報（施設・店舗名、施設画像、電話番号、WEBサイト、営業時間、休業日、アクセス方法等）、施設の混雑状況（空き情報等）、駐車場の混雑状況（空き情報等）、周辺道路の渋滞状況、施設までの案内表示を始め、通常の地図が有する情報（道路や施設等）を表示することとし、利用者が混雑状況を把握しやすい情報表示に努めること。

なお、観光施設の情報については、施設管理者が自施設の情報を自由に編集可能とする等、リアルタイムでの情報表示や運営側での人的コスト削減に努めること。

※ 観光エリア内の範囲については、施設の周遊を促すに当たり、移動が容易な範囲を指し、具体的には発注者と相談の上、決定すること。

ロ WEBページの構成

スマートフォン、タブレット端末等マルチデバイス対応を必須とした上で、利用者が、施設検索や混雑状況を容易に確認できる仕様とすること。

ハ 使用するデジタルマップ

デジタルマップは、利用者の利便性を考慮し、他自治体等での導入事例が複数あるなど、汎用性の高いものを使用することが望ましい。

ニ 利用促進に向けた情報発信

本事業が積極的に活用されるように、WEBページの閲覧・利用を促すための広報活動を行うこと。

ホ 次年度以降の継続使用

発注者が、本業務で作成したデジタルマップを、次年度以降も継続して使用する場合は、再度、開発等を行うことなく、使用することができるものとする。

(3) 観光客の属性や行動データの分析

イ 分析目的

WEBページの利用状況や周遊性の分析が可能となるように、以下の項目を参考に、分析方法及び分析可能な項目を提案すること。なお、県が設定するKPIの達成状況を把握するため、(イ)は必須とする。

ロ 分析項目

- (イ) WEBページ利用者数
- (ロ) 観光施設ごとの滞在時間（利用者）
- (ハ) 観光施設ごとの性別構成比（利用者）
- (ニ) 観光施設ごとの年代構成比（利用者）
- (ホ) 観光施設間の相関性（行動データの把握）
- (ヘ) 観光施設間の移動手段

ハ 実施方法

分析に当たって、システムを設計・構築する際には、既存のシステムの活用を前提とし、経済的な手法を選択すること。

ニ データを活用した現状分析・改善提案

本業務で得られたデータを活用し、混雑の発生要因などの現状分析を行うと共に、今後の混雑対策について、改善提案を行うこと。

(4) その他

イ スケジュール

スケジュールについては、以下の表1によることとし、詳細なスケジュールについては、受注者決定後に、発注者と協議するものとする。また、事業の進捗状況等について、発注者の求めに応じて、報告を行うこと。

【表1】事業スケジュール

R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
AIカメラ等の機器調達・WEBページの作成・試験運用						
	運用開始・データ収集					
					分析結果とりまとめ等	

ロ 目標数値の設定

本業務が目指す目標数値は以下の表2のとおりとする。なお、事業終了時に、目標数値を達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。

【表2】目標数値の設定

目標数値	
利用者数	100人以上
モデル地域における渋滞等解消時間	58時間

【目標数値設定に係る基本的な考え方】

(イ) 利用者数

事業目的に照らし、WEBページ閲覧者数を利用者数とする。

(ロ) モデル地域における渋滞等解消時間

一定区間における1台当たりの通行時間の短縮時間に、通行台数を乗じて積算する。

ハ 次年度以降の運用費用

次年度以降の業務の参考にするために、本業務の見積とは別に、本業務と同一の期間で事業を実施した場合の具体的な経費を示すこととし、経費の内容毎に金額を積算すること。

5 成果品

受注者は下記により、4の業務に関する成果物を発注者に提出するものとする。

(1) 提出物

イ 業務完了報告書

ロ その他業務で作成した成果物

(2) 提出方法

紙媒体及び電子データ（CD、USB等）を各1部提出すること。

(3) 提出期限

令和5年3月15日（水）までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

(5) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部観光政策課観光政策班

（宮城県庁行政庁舎14階）

6 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

7 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後も同様の扱いとする。

8 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守するほか、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

9 その他

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。